

次世代育成支援対策推進法に基づく
国立大学法人香川大学行動計画（第5期）

仕事と子育てを両立できる職場環境の整備をはかり、職員が生き生きとしてそれぞれの能力を十分発揮できるよう、次により行動計画を策定・実施する。

1 計画期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

2 推進体制

職業家庭両立推進者を責任者として年度毎に目標の実施状況を調査し、分析・評価を行う。

3 目標及び対応策

プラチナくるみんの取得に向けて、下記の目標を設定する。

【目標1】子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

1. 配偶者が出産した男性教職員の配偶者出産休暇等の利用率および育児休業の取得率の向上

①配偶者が出産した男性教職員のうち、配偶者出産休暇、男性育児参加休暇等の休暇利用率30%以上

②育児休業取得率13%以上

(対応策)

- ・令和2年4月～ 男性の育児休業等の制度をさらに充実させる
- ・令和2年4月～ 採用時や研修等の機会に周知し、両立支援に対する意識を醸成する
- ・令和2年4月～ 本人及び管理者に対し、休暇制度の利用や育児休業取得の推進を行うよう働きかけをする

【目標2】働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

1. 時間外勤務削減のための継続的な取り組み

①常勤教職員の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満

②月平均の法定時間外労働60時間以上の教職員数ゼロ

(対応策)

- ・令和2年4月～ スライド出勤やテレワークなど、個人のライフスタイルに合わせた多様な働き方を推進する
- ・令和2年4月～ 業務の効率化や省力化を徹底し、継続的な業務改善を行っていく

2. 年次有給休暇の積極的な利用

(対応策)

- ・令和2年4月～ 年次有給休暇を取得しやすい環境の整備及び意識の醸成を行う
- ・令和2年4月～ 計画的な年次有給休暇の取得促進を行う
- ・令和2年4月～ 定期的に部署ごとの年次有給休暇取得率を確認し、取得状況の情報共有を行うとともに、時期指定による確実な年5日以上取得を行う